

「日本スポーツ振興センター」の災害給付の手続きについて

学校管理下におけるケガや一部の病気に対して医療費・見舞金などの給付を受けることのできる制度です。お子さまはこの制度に加入しているため必要な書類が揃えば給付を受けることができます。ただし、津幡町の「子ども医療費」との併用や、治療に要した医療費の総額が5,000円未満（保護者負担で1,500円未満）の場合、領収証の添付がない場合は給付の対象にはなりませんので、ご了承ください。同封の用紙を医療機関で記入（無料）していただき学校に提出してください。

【手続きの流れ】水色の通い封筒でやりとりします。

①「医療等の状況」等（ひと月に1枚必要）と、領収証（通院分全て）を保健室へ提出

※領収証は後日、給付のお知らせと一緒に返却します。

※院外処方のお薬代や治療用装具、接骨院通院分も対象となります。（専用の用紙が必要）

※転院や複数の医療機関を並行して受診する場合は、医療機関ごとに書類の記入が必要です。

※医療機関ごとに用紙が異なります。

必要な書類がある場合は、お子さまを通じて保健室に取りに来てくださるようお願いいたします。

用紙の種類	証明機関	説明
医療等の状況 別紙3(1)	病院、歯科医院	医療機関を受診した時に使用
医療等の状況 別紙3(3)	接骨院	柔道整復師から施術を受けた時に使用
調剤報酬明細書 別紙3(7)	保険薬局	医師の処方箋により、保険薬局から薬を購入した時に使用
治療用装具・生血明細書 別紙3(6)	病院・保護者	医師が治療上必要と認めた治療用装具を購入した時に使用 ※病院（上半分）と保護者の証明（下半分）が必要

② 申請(審査は、約2～3ヵ月かかります)

③ 給付金支払い 振込先口座（保護者記入）を保健室へ提出

給付のお知らせと振り込み口座の記入用紙をお渡しします。期日までにご提出ください。

「津幡中学校 健康センター」名義で、振込手数料を差し引いた給付額を振り込みます。

（※北國銀行口座の場合、振込手数料は無料です）

- 医療費請求の効力は2年間、支給期間は診療開始日から最長10年間です。
- 高額医療費の（医療費が7000点以上）場合、他に記入していただく書類があります。
- 保険外診療分（紹介状のない大病院の初診時の自費分、差額ベッド代等）や交通費等の給付は対象になりません。

*ご不明な点等ございましたら、津幡中 保健室までお気軽にお問い合わせください。